

## 健康診査等専門委員会の設置について

平成 27 年 9 月 14 日  
厚生科学審議会  
地域保健健康増進栄養部会了承

### 1. 目的

健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。

厚生労働省では、これまでも、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条第 1 項に基づき、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針を定め、また、特定健康診査やがん検診をはじめとして、国民を対象として実施されている健康診査の内容等について検討を行ってきた。

今後さらなる国民の健康増進を図るため、公衆衛生学的観点から健康診査等について検討することを目的として、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会に、「健康診査等専門委員会」を設置する。

### 2. 検討事項

下記の項目について、科学的知見に基づき検討を行う。

- (1) 今後の健康診査等のあり方について
- (2) その他健康診査等に関連する事項について

### 3. 構成

- (1) 構成員は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成 23 年 10 月 14 日地域保健健康増進栄養部会長決定、以下「運営細則」という。）第 2 条に従い、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- (2) 委員長は、運営細則第 3 条に従い、委員会委員の中から部会長が指名する。
- (3) 委員長に事故がある時は、専門委員会委員の中からあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

### 4. 委員会の運営等

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、審議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- (2) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 専門委員会の庶務は、健康局健康課において総括し、及び処理する。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会  
健康診査等専門委員会 委員 名簿

(委員)

井伊久美子	公益社団法人日本看護協会副会長
◎ 磯 博康	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国際医療協力局 グローバルヘルス政策研究センター センター長
大津 欣也	国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長
大西由希子	公益財団法人朝日生命成人病研究所附属医院診療部長 糖尿病内科部長 治験部長
茂松 茂人	公益社団法人日本医師会副会長
庄子 育子	日経 BP 総合研究所メディカル・ヘルスラボ所長
祖父江友孝	大阪大学大学院医学系研究科教授
藤井 律子	全国市長会山口県周南市長
松岡 正樹	公益社団法人国民健康保険中央会事務局長
松本 珠実	大阪市健康局健康推進部保健主幹兼全国保健師長会会長
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所教授
諸岡 步	公益社団法人日本栄養士会理事
山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
弓倉 整	公益財団法人日本学校保健会専務理事
米川 孝	健康保険組合連合会常務理事

(◎委員長 五十音順、敬称略)